

経営革新等支援機関

1. 概要

●平成 24 年 8 月 30 日に中小企業経営力強化支援法が施行され、それに伴い中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援事業を行う機関のことを経営革新等支援機関といいます。現在約 6,740 機関の認定が行われており、そのうち約 5,200 機関(約 77%)が税理士または税理士法人が占めています。

●経営革新等支援機関には主に、金融機関・税理士・公認会計士・弁護士・商工会・商工会議所・NPO 法人などがあります。このような機関は申請を行い国からの認定を受けて初めて支援機関となります。

2. 目的

●税務・金融及び企業財務に関する専門的知識や中小企業支援にかかる実務経験が一定レベル以上の個人・法人・中小企業支援機関等を国が認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

3. 経営革新等支援機関のメリット

●事業計画の策定・実行と進捗の報告を前提に中小企業における信用保証協会の保証料が概ね△0.2%減免される。

●中小企業の設備投資に対する税制上の優遇措置が受けられる。(平成 25 年 4 月から 2 年間に、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴う器具備品および建物付属設備の取得等をして指定事業の用に供した場合には、その取得価額の 30%の特別償却とその取得価額の 7%の税額控除との選択適用ができる。)

●経営改善計画の支援にかかる費用およびフォローアップの総額のうち 2/3 (上限 200 万円) の支援が得られる。

